

# 尼崎市循環型社会形成推進地域計画

尼崎市

平成 30 年 11 月 8 日

## 目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標.....	3
3 施策の内容.....	7
4 計画のフォローアップと事後評価.....	14
別添 1～5.....	16
様式 1～3.....	22
参考資料様式 1, 2, 5, 7.....	26

## 1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町名	尼崎市
面積	50.72km <sup>2</sup>
人口	451,000人（平成29年10月1日現在）

### (2) 計画期間

本計画は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間を計画期間とする。  
なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直す。

### (3) 基本的な方向

尼崎市（以下、「本市」という。）は、兵庫県の東南部に位置する阪神工業地帯の中核的な都市である。総面積は50.72km<sup>2</sup>、地形の大部分は武庫川、猪名川及びその分流で形成された広大な三角州であり、市西部が東部よりやや高くなっている。市内には4河川が縦断し、市域の約30%はいわゆる「海拔ゼロメートル地帯」となっている。産業都市とベッドタウンという二つの性格を備えており、また、地理的条件から東西交通網が発達している。人口密度が高い上、急速に工業化が進んだことにより、かつては深刻な公害問題に直面したが、市民・事業者・行政の連携した取組によって環境は大きく改善した。平成24年度には、低炭素社会の実現に向けて先駆的な取組にチャレンジする都市として国から「環境モデル都市」に選定された。現在は、環境の向上と地域経済の活性化などを目的とした「尼崎版グリーンニューディール」政策を推進し、「ECO未来都市あまがさき」の実現を目指している。

ごみ処理に関して、本市では平成23年3月に「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の形成に向けて、市民・事業者と一体となって取り組みを進めてきた。特に生活系燃やすごみ量及び事業系ごみ量の削減目標を定め、重点的な取り組みを進めた結果、焼却対象量については平成32年度の目標値である「平成21年度から11%削減」を平成29年度実績において下回っている。

しかしながら、平成29年度実績において、生活系燃やすごみ及び事業系ごみの中には資源化可能な紙類が16%強、生活系燃やすごみの中には食品ロス（削減可能な食品廃棄物）が12%強含まれている。今後は、これまで進めてきた紙資源（段ボール等）分別・資源化の継続、及び新たな課題である食品ロスの削減について、取り組みを進めていく。

生活排水処理に関しては、下水道に接続していない一般家庭から排出されるし尿は2週間に1回の定期収集を行い、臨時汲み取りの依頼があった場合は随時有料で収集を行っている。し尿の処分については、平成22年1月からクリーンセンターで前処理後、下水道施設の東部浄化センターまで圧送し、汚水処理施設に投入処理している。今後は、新ごみ処理施設の整備に併せてし尿処理施設の更新を行い、固液分離方式、し尿処理汚泥の助燃剤化を行う。

#### (4) 広域化の検討

本市は、平成 11 年に作成された兵庫県ごみ処理広域化計画において市単独ブロックに位置づけられている。なお兵庫県ごみ処理広域化計画は、平成 30 年にパブリックコメントを実施された兵庫県廃棄物処理計画に統合されたが、ここでは具体的なブロック分けは行われておらず、「地域のごみ処理状況、財政状況等実情に精通した市町が事業実施主体として、広域化を検討する」とされている。

尼崎市に隣接する自治体の現状をみると、現状、いずれの都市についても既に施設の更新計画が進んでいる状態である。西宮市については、芦屋市と平成 36 年度に広域でのリサイクル施設供用開始、平成 40 年度に広域での焼却施設供用開始の可能性について検討を進めているところである。また、豊中市と伊丹市は平成 28 年度に新たな焼却施設の供用を開始したところである。大阪市は、八尾市・松原市と一部事務組合を設立し、工場数を減らして 6 工場稼働体制（別の 1 工場は停止して更新工事）となっており、平成 49 年度までの更新計画が決まっている。

国では、東日本大震災を契機にごみ処理施設の災害対策と広域処理の必要性が再確認されており、また廃棄物エネルギー利活用の効率性の観点からも広域処理が推進されている。しかしながら、隣接する各自治体のごみ処理施設は、ある一定規模以上の施設が多く単独設置も可能であること、建て替えの時期や各市の施設を取り巻く事情等もあり、最大限広域化の検討を行ったが、今回は単独での実施が適当と判断した。

したがって、本市の新ごみ処理施設整備については、市単独で行うものとする。

## 2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 29 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め 154,954 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 20,462 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）／（排出量＋集団回収量））は 13.2%である。

中間処理による減量化量は 116,150 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 78.2%が減量化されている。中間処理量のうち、焼却量は 128,506 トンである。また、集団回収量を除いた排出量の 12.3%にあたる 18,342 トンが埋め立てられている。

なお、蒸気は場内温水供給及び発電に利用している。

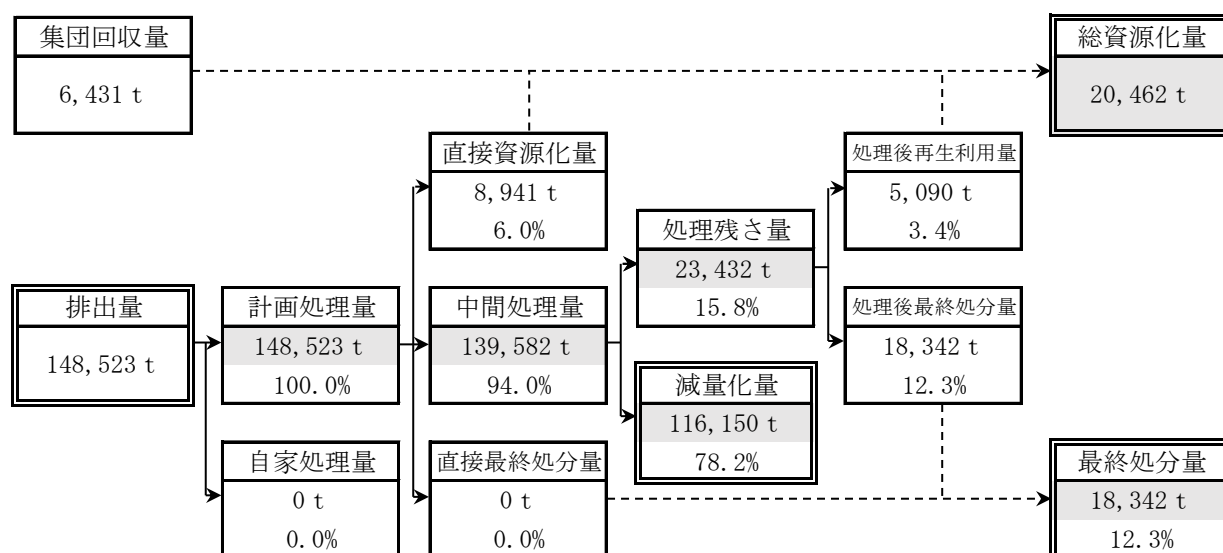


図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 29 年度）

## (2) 生活排水の処理の現状

平成 29 年度の生活排水の処理状況およびし尿・汚泥等の排出量は図 2 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 451,000 人であり、水洗化人口は 448,550 人、汚水衛生処理率 99.5% である。

し尿発生量は 878kL/年、浄化槽汚泥発生量は 3,835kL/年（浄化槽汚泥の一部に生ごみ等の有機性廃棄物（デイスポージャー汚泥）を含む）であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 4,713kL/年である。

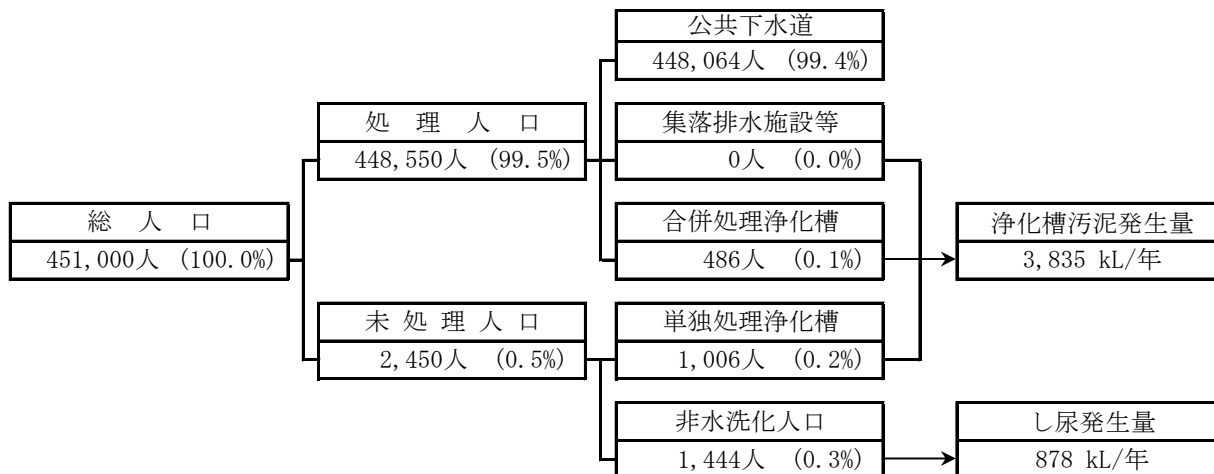


図 2 生活排水の処理状況フロー（平成 29 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指して、減量化・再生利用に関する目標量を表1に示すとおり定め、それぞれの施策を推進する。

平成36年度の一般廃棄物の排出、処理状況については、図3に示した目標量の達成を目指す。

表1 減量化・再生利用に関する現状と目標

指標・単位		現状 (割合 <sup>※1</sup> )		目標 (割合 <sup>※1</sup> )	
		(平成29年度)		(平成36年度)	
排出量	事業系総排出量	52,835 トン		51,986 トン	(-1.6%)
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	2.85 トン/事業所		2.80 トン/事業所	(-1.8%)
	生活系総排出量	95,688 トン		85,958 トン	(-10.2%)
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	181 kg/人		174 kg/人	(-3.9%)
合計 事業系生活系排出量合計		148,523 トン		137,944 トン	(-7.1%)
再生利用量	直接資源化量	8,941 トン	(6.0%)	7,557 トン	(5.5%)
	総資源化量	20,462 トン	(13.2%)	17,985 トン	(12.5%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	55,884 MWh/年		54,726 MWh/年	
最終処分量	埋立最終処分量	18,342 トン	(12.3%)	17,962 トン	(13.0%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

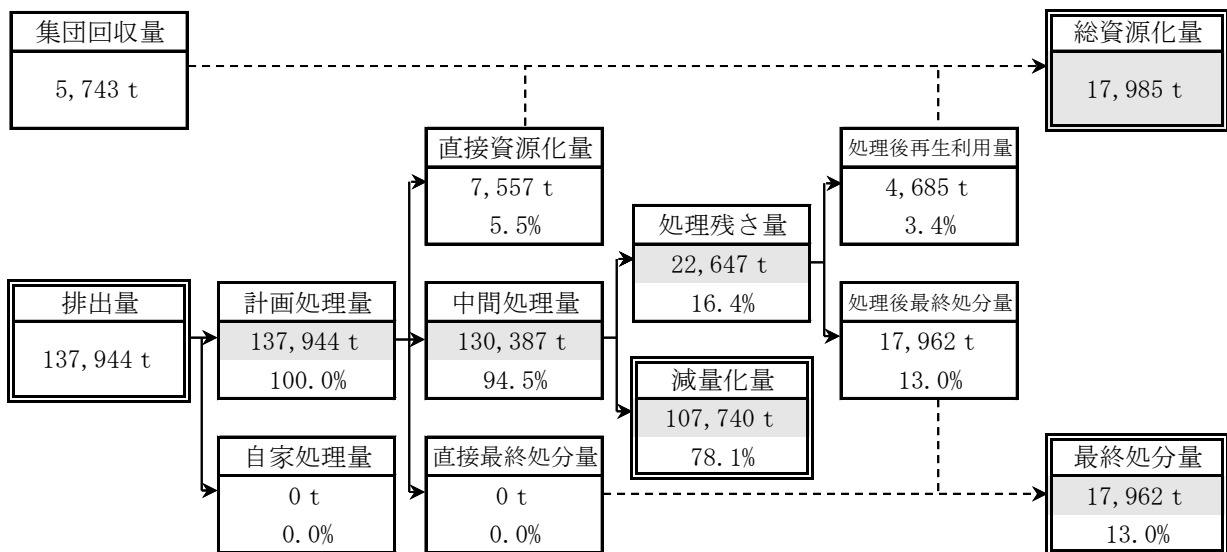


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成36年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおりとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成29年度実績	平成36年度目標
処理形態別人口	公共下水道	448,064人 (99.4%)	419,519人 (99.3%)
	集落排水施設等	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
	合併処理浄化槽等	486人 (0.1%)	486人 (0.1%)
	未処理人口	2,450人 (0.5%)	2,358人 (0.6%)
	合計	451,000人 (100.0%)	422,363人 (100.0%)
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	878 kL	775 kL
	浄化槽汚泥量	3,835 kL	3,807 kL
	合計	4,713 kL	4,582 kL

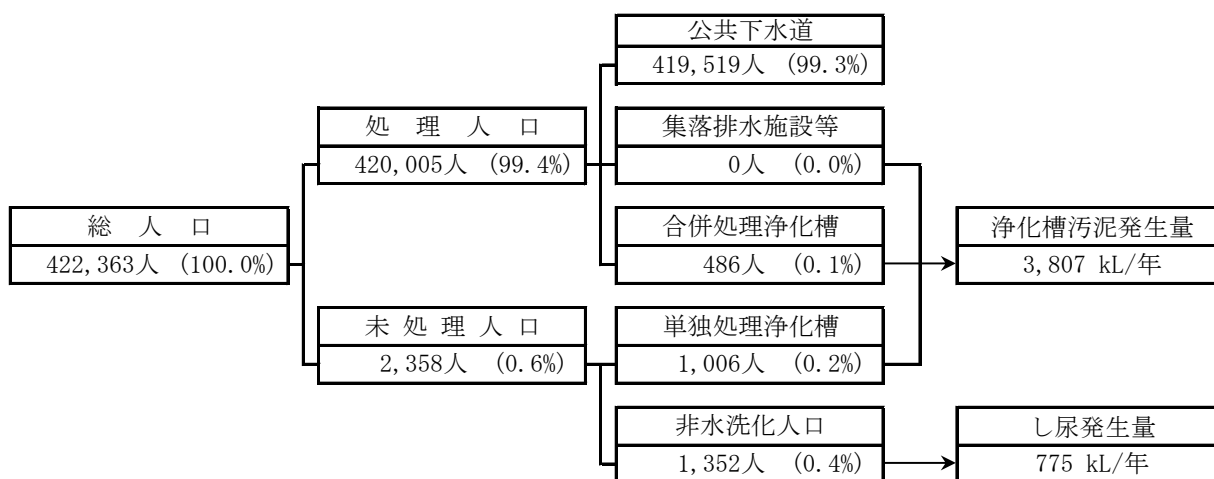


図3 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（平成36年度）



### 3. 施策の内容

#### (1) 発生抑制・再使用の推進

##### ア 生活系ごみの減量化・分別収集（施策番号 11）

現行のごみの出し方のルールを守り、ごみを資源として有効に活用できるように、分別の必要性を市民に伝え、分別排出の徹底を図る。

特に紙類・衣類に関しては、資源集団回収運動を補完する古紙回収システムとして、運動に参加しにくい市民を対象に古紙回収業者団体との協力事業により、各地区週 1 回、紙類・衣類の定期回収（「紙類・衣類」の日収集）を継続する。

##### イ 事業系ごみの減量化・分別収集（施策番号 12）

排出事業者に対して適正処理を促進するとともに、段ボール等の紙資源及びびん・缶・ペットボトルの分別排出、分別収集の徹底を図る。

##### ウ 有料化の検討（施策番号 13）

生活系ごみについては、現在、大型・臨時ごみの有料収集を行っている。今後、他のごみ種についても、減量化目標の達成状況等を勘案し有料化を検討する。

事業系ごみについては、従量制による施設使用料の徴収を行っている。今後も、発生抑制効果等を研究し、使用料の改定を検討する。

##### エ 普及・広報活動（施策番号 14）

ホームページや広報紙等の広報媒体、ごみ分別アプリを活用して、ごみ減量・リサイクルに関する情報発信、ごみの分け方や出し方についての周知を図る。

##### オ 環境教育・環境学習（施策番号 15）

循環型社会に向けた環境教育・啓発として以下の取り組みを行う。

- ・ごみ教室の開催：ごみの減量・リサイクルやごみ出しマナー等の啓発を行うため、「さわやか指導員」等との連携により開催する。
- ・市民工房事業：資源リサイクルセンター内の市民工房で啓発パネルや再生品等の展示を行うとともに、家庭で不要となった家具等を展示し、希望者に提供する。
- ・クリーンセンターの施設見学：クリーンセンターの焼却施設（第 2 工場）及び資源リサイクルセンターでは、随時、施設見学を受け入れる。
- ・小学生向けごみ減量・リサイクル啓発事業：ごみ出前教室の実施及び啓発冊子の活用によって児童自ら考えて実践する機会を作り、その取組に応じて児童又は学校に対し、称号を付与する。

#### カ 食品ロス削減に向けた取り組み（施策番号 16）

家庭で実践できる食品ロス削減の取組例等の広報、飲食店を対象とした食べ切り運動の推進等、食品ロス削減に向けた啓発を実施する。また、クリーンセンターに搬入されるごみについて食用可否の分析を行い、食品ロスの排出状況の実態を把握する。

#### キ レジ袋削減等に関する環境協定（施策番号 17）

市民団体や事業者とのレジ袋削減等に関する環境協定に基づき、事業者が行うレジ袋削減をはじめとする環境保全活動を積極的にPRし、事業者の取組を促進する。

#### ク クリーンセンター搬入ごみの検査（施策番号 18）

クリーンセンターへ搬入されるごみの検査を強化し、搬入不適物に関する指導や、分別排出徹底を促進する。

#### ケ 自主的なごみ減量活動への支援（施策番号 19）

生活系ごみに係る各種施策の定着化やごみの分別排出の徹底を推進するため「さわやか指導員」を委嘱し、市民に対する啓発、実践指導や情報提供等を推進する。「さわやか指導員」には各種会議や施設見学会などの研修により資質向上や活動活性化に努める。

また、資源集団回収運動奨励金交付制度（資源集団回収運動を定期的実施している市内の非営利団体に対して、紙類・布類・缶類・びん類の回収量に応じた奨励金を交付）を継続する。さらに、古紙相場の変動に応じて業者奨励金を交付し、逆有償時における古紙リサイクルの促進を図る。

#### コ 生活排水対策（施策番号 20）

家庭等から排水される汚濁負荷量の削減のため、別に定める尼崎市公共下水道全体計画に基づき、安定した処理を行うとともに下水道未接続世帯への水洗化の普及に努める。

### （2）処理体制

#### ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分および処理方法については、表3のとおりである。

生活系ごみについて、「燃やすごみ」は週2回、「金属製小型ごみ」は月1回、「びん・缶・ペットボトル」は週1回、それぞれ定曜日に収集を行っている。また、「大型ごみ」及び「臨時ごみ」は随時受付の上、有料で収集を行っている。さらに、新聞・段ボール・その他紙類及び着用可能な衣類については、「紙類・衣類」として週1回の定曜日に収集を行っている。

「燃やすごみ」、「大型ごみ」及び「臨時ごみ」のうち可燃性のものは焼却処理している。「大型ごみ」及び「臨時ごみ」のうち不燃性のもの、「金属製小型ごみ・危険なもの」は、使用済小型家電等の有価物を選別した後、破碎処理を行う。破碎物から有価物を回収した

後の破砕残渣は焼却処理している。「びん・缶・ペットボトル」は選別し、資源化している。（缶は圧縮処理し売却、びん・ペットボトルは容器包装リサイクル協会指定法人への引渡し、びん選別後のガラス残渣は有償での資源化を行っている。）選別処理において発生した残渣は、焼却処理している。

今後も、現行の処理体制のもと、さらなる減量化を推進する。その上で、尼崎市クリーンセンターの老朽化、さらなる資源化・ごみ焼却余熱利用に対応するために、新たなごみ処理施設の整備を行う。

#### イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により事業者の責任による処理が義務付けられている。本市では、一般廃棄物収集運搬許可業者への委託又はクリーンセンターへの自己搬入により処理を行っている。また、事業系ごみの減量・リサイクルを促進するため、びん・缶・ペットボトルは分別したもののみ受け入れることとし、事業系の紙資源（段ボール等）は受入を行っていない。

今後も、現行の処理体制のもと、さらなる減量化を推進する。その上で、新たなごみ処理施設の整備においては必要な処理規模を見込む。

#### ウ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、公共下水道への接続を進めるとともに、下水道に接続していない家庭や事業所を対象として、これまでどおりし尿の定期収集、及び随時有料での収集を行う。収集したし尿および浄化槽汚泥は、現在、し尿処理施設において処理・処分（前処理後、下水道施設に圧送）しているが、今後は、新ごみ処理施設の整備に併せてし尿処理施設の更新を行い、固液分離方式、し尿処理汚泥の助燃剤化を行う。

#### エ 今後の処理体制の要点

- ◇ ごみの減量化・分別排出を徹底するとともに、分別収集のさらなる拡充を検討する。
- ◇ 新たなごみ焼却施設（熱回収施設）を整備し、より高効率なエネルギー回収を行う。
- ◇ 新たなリサイクル施設を整備し、より効率的な資源化を行う。
- ◇ 新たなし尿処理施設を整備し、し尿処理汚泥の再生利用を行う。

表3 本市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成29年度)					今後(平成36年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (トン)
		一次処理	二次処理				一次処理	二次処理	
燃やすごみ	焼却	尼崎市 クリーンセンター	大阪湾広域 臨海環境整備 センター埋立処分	75,909	燃やすごみ	焼却	尼崎市 クリーンセンター	大阪湾広域 臨海環境整備 センター埋立処分	68,551
大型ごみ 臨時ごみ	破碎・選別 有価物回収	資源リサイクル センター	有価物は 回収・売却	4,335	大型ごみ 臨時ごみ	破碎・選別 有価物回収	資源リサイクル センター	有価物は 回収・売却	3,906
金属製小型ごみ・ 危険なもの			可燃性のは 尼崎市クリーンセン ターで焼却処理	1,262	金属製小型ごみ・ 危険なもの			可燃性のは 尼崎市クリーンセン ターで焼却処理	1,189
びん・缶・ペットボト ル	選別	資源リサイクル センター	びん・ペットボトルは 容リ指定法人引渡し  缶は売却  ガラス残渣は 有償での資源化	5,240	びん・缶・ペットボト ル	選別	資源リサイクル センター	びん・ペットボトルは 容リ指定法人引渡し  缶は売却  ガラス残渣は 有償での資源化	4,754
紙類・衣類 (収集)	資源化	民間事業者	—	8,941	紙類・衣類 (収集)	資源化	民間事業者	—	7,557
紙類・布類 (集団回収)	資源化	民間事業者	—	6,245	紙類・布類 (集団回収)	資源化	民間事業者	—	5,561
びん・缶 (集団回収)	資源化	民間事業者	—	186	びん・缶 (集団回収)	資源化	民間事業者	—	183

### (3) 処理施設の整備

#### ア 廃棄物処理施設

平成43年度稼動開始を目標とし、現在の施設に代わる新たな熱回収施設及びリサイクル施設の整備を行う。

整備については、表4のとおり行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設の種類	事業名	処理能力	設置予定地	計画期間中の事業期間	備考
1	マテリアルリサイクル推進施設	リサイクル施設整備事業	42t/5h	大高洲町8番地	—	全体事業期間H36～H42
2	ストックヤード	自己搬入受入ヤード整備事業	1,900m <sup>2</sup>	大高洲町2番地	H34～H35	全体事業期間H34～H37
3	エネルギー回収型廃棄物処理施設	熱回収施設整備事業	495t/日 (165t/日×3炉)	大高洲町8番地	—	全体事業期間H36～H42
4	汚泥再生処理センター	し尿処理施設整備事業	17kL/日	大高洲町8番地	—	全体事業期間H37～H38

(整備理由)

事業番号1 既存施設の老朽化への対処、大型ごみ・臨時ごみ・金属製小型ごみの破碎・選別及び資源化の促進、資源ごみの選別及び資源化の促進

事業番号2 リサイクル施設での選別作業の効率化

事業番号3 既存施設の老朽化への対処、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進

事業番号4 既存し尿施設の老朽化への対処、し尿処理汚泥の再生利用促進

#### イ 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の整備については、計画しない。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の処理施設の整備に先立ち、表5のとおり計画支援事業を行う。

表5 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間	備考
33	施設整備基本計画策定業務 (事業番号1, 2, 3, 4関連)	施設整備基本計画	H31	
33	土壌汚染状況調査業務 (事業番号1, 2, 3, 4関連)	地歴調査	H31	
33	民間活力導入可能性調査業務 (事業番号1, 2, 3, 4関連)	民間活力導入可能性調査	H31	
33	測量業務 (事業番号1, 2, 3, 4関連)	測量	H32	
33	地質調査業務 (事業番号1, 2, 3, 4関連)	地質調査	H32	
33	施設整備基本設計業務 (事業番号1, 3, 4関連)	施設整備基本設計	H32～H33	
33	廃焼却炉(第1工場)解体調査・計画・設計業務 (事業番号1, 3, 4関連)	廃焼却炉解体に係る調査・計画・設計	H32～H33	
33	環境影響評価業務 (事業番号1, 3, 4関連)	環境影響評価	H31～H34	
33	施設整備事業者選定業務 (事業番号1, 3, 4関連)	事業者選定アドバイザー	H34～H35	
32	施設整備基本設計業務(自己搬入受入ヤード) (事業番号2関連)	施設整備基本設計	H32～H33	
32	廃焼却炉(第3工場)解体調査・計画・設計業務 (事業番号2関連)	廃焼却炉解体に係る調査・計画・設計	H31～H33	

## (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施する。

### ア 古紙の再資源化促進（施策番号 41）

牛乳パックについては、スーパー等で行われている店頭回収や資源集団回収による再資源化を推進する。

また、事業者・行政による協働の取組の一環として構築した、オフィス古紙を回収しトイレトペーパーを作成するリサイクルシステムを活用し、本市でも支所・市立小中学校等の古紙リサイクル及び公衆便所用等でのトイレトペーパーの活用を行うなど、当該システムの啓発・普及・発展に向けた取組を行う。

### イ 食品廃棄物の再資源化促進（施策番号 42）

家庭から発生する生ごみの減量・再資源化及び啓発を目的として、生ごみ処理機等の購入費用の一部助成、及び生ごみ堆肥化講習会を開催する。

食品関連事業者から発生する食品廃棄物については、食品リサイクル法に基づき、発生抑制及びリサイクルを促進する。なお、食品関連事業者が尼崎市一般廃棄物収集運搬許可業者に委託するなどし、市外の登録再生利用事業者等へ搬入することによりリサイクルを行う場合は、搬入先自治体と事前協議を行うことにより、適正なりサイクルの推進を図る。

### ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項（施策番号 43）

尼崎市地域防災計画を踏まえ、災害廃棄物処理計画を策定し、災害時に発生する廃棄物の処理体制の確保を図ると共に、兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定を踏まえ周辺地域との連携を行う。

### エ まちの美化・不法投棄対策に関する事項（施策番号 44）

駅前等の清掃、公衆便所清掃、不法広告物の簡易除却、不法投棄防止のための各種施策を実施する。平成10年3月に策定した「空き缶等散乱防止計画」にしたがい、市民の環境意識の醸成、及び「さわやかゾーン」（街なみ美化推進モデル地域）の指定、市民・事業者・行政協働でのクリーンキャンペーン活動を進める。市民や事業者は清掃活動やフラワーポットの管理など、自主的にまちを美しくする取組を進め、市はその取組をバックアップする施策を展開する。また、尼崎市空き缶等の散乱防止に関する条例に基づき、広く市民や事業者によりポイ捨て防止の意識啓発を図る。

不法広告物（道路や公共物に掲出された貼り紙・貼り札・立て看板及び広告旗）は、まちの景観を損ねるばかりでなく、通行に危険を生ずるため、簡易除却を行う。除却活動には参加意志のある市民を違反広告物簡易除却市民活動員として委嘱し、これらによる取組をより一層推進する。

不法投棄を未然に防止するため、市民や警察等関係機関と連携した啓発活動や取締り強化、各種業界等との連携及び町内会等地域との協働による監視・通報の仕組みづくりを進める。土地や施設などの管理者に対し、不法投棄防止のための環境整備の実施等を要請していく。不法投棄専従班による巡視、調査、指導を行うとともに投棄物の収集を行う。

#### 4. 計画のフォローアップと事後評価

##### (1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、兵庫県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

##### (2) 事後評価および計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。



## 循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧

◎ 循環型社会形成推進地域計画

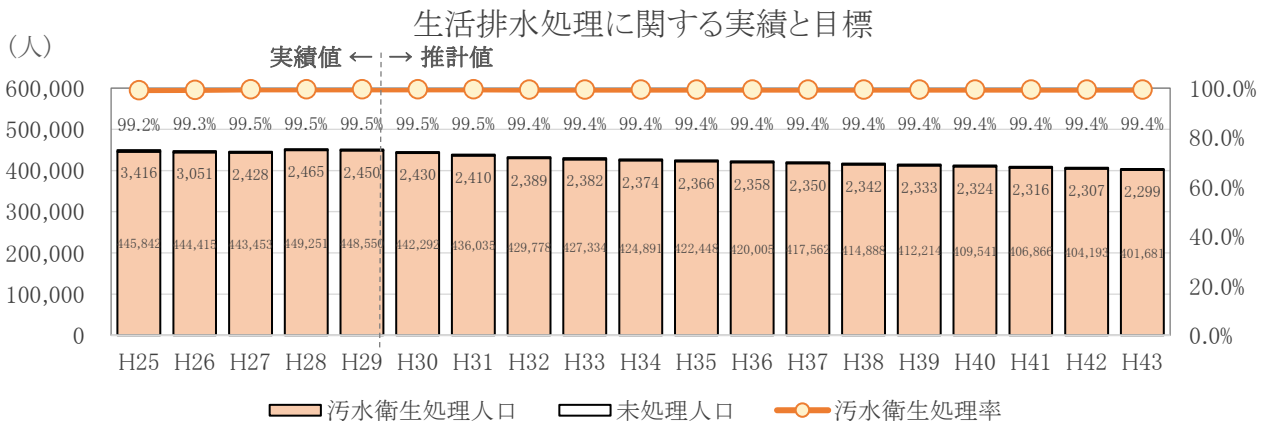
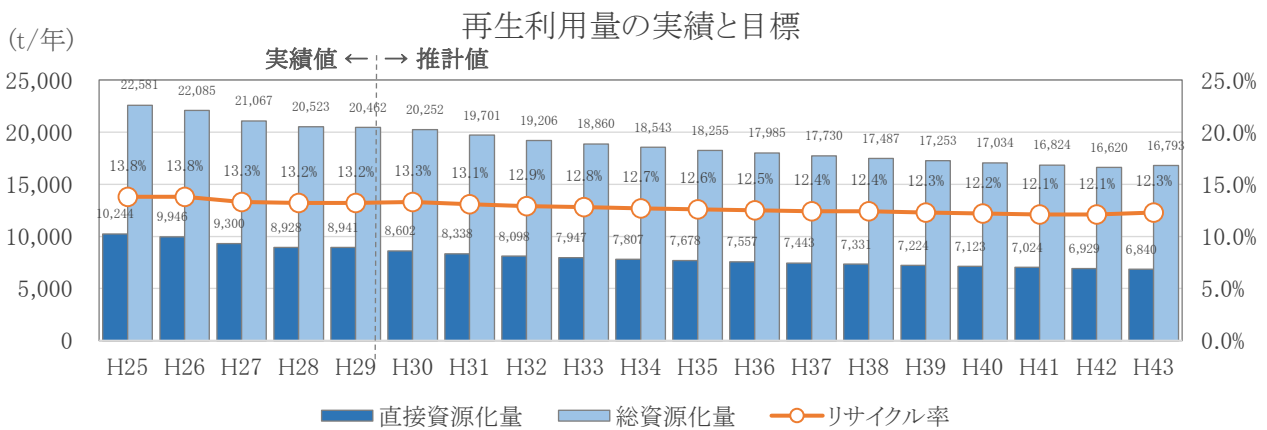
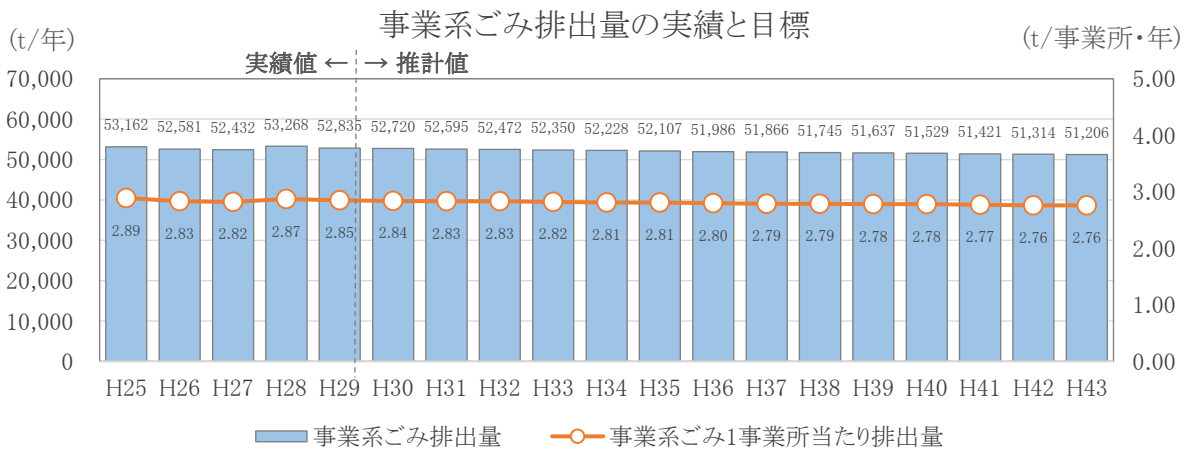
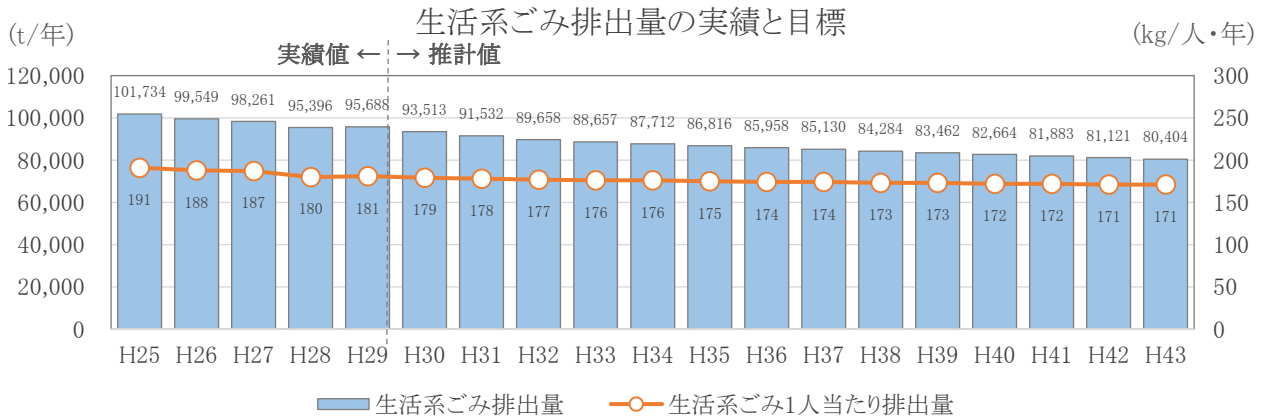
- (別添 1) 現状と目標のトレンドグラフ
- (別添 2) 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ
- (別添 3) ごみ分別区分
- (別添 4) 現有処理施設等の概要
- (別添 5) 生活排水処理に関する計画図

- 様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画統括表 1
- 様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2
- 様式 3 地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

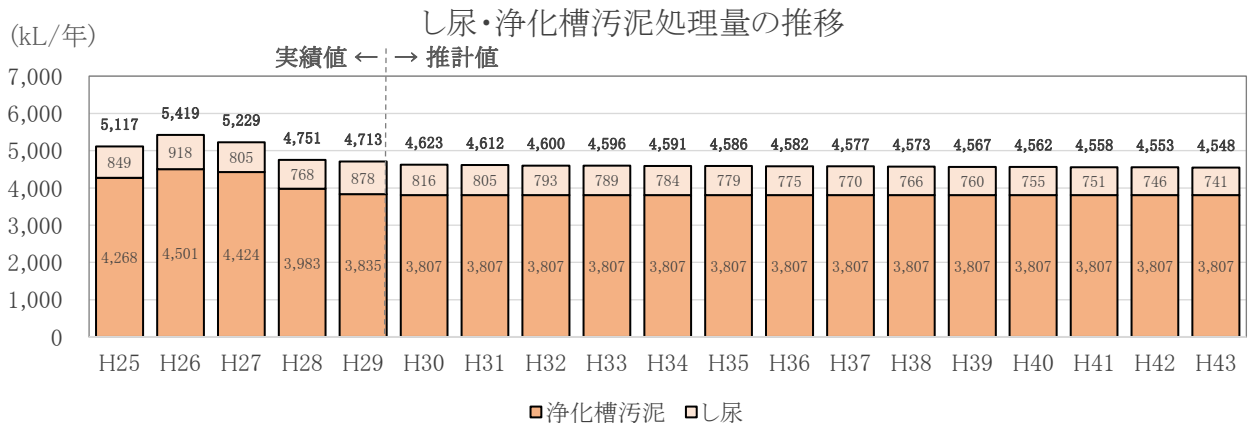
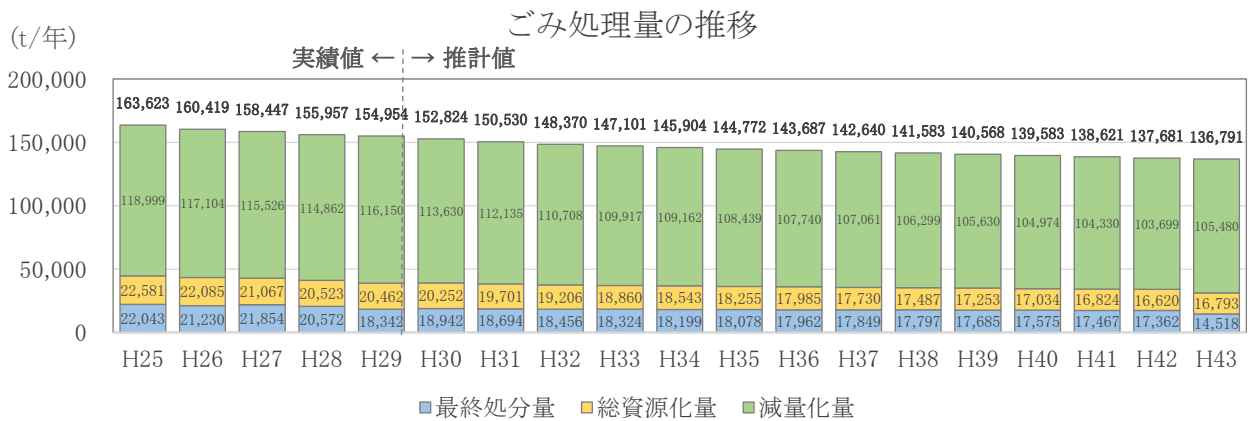
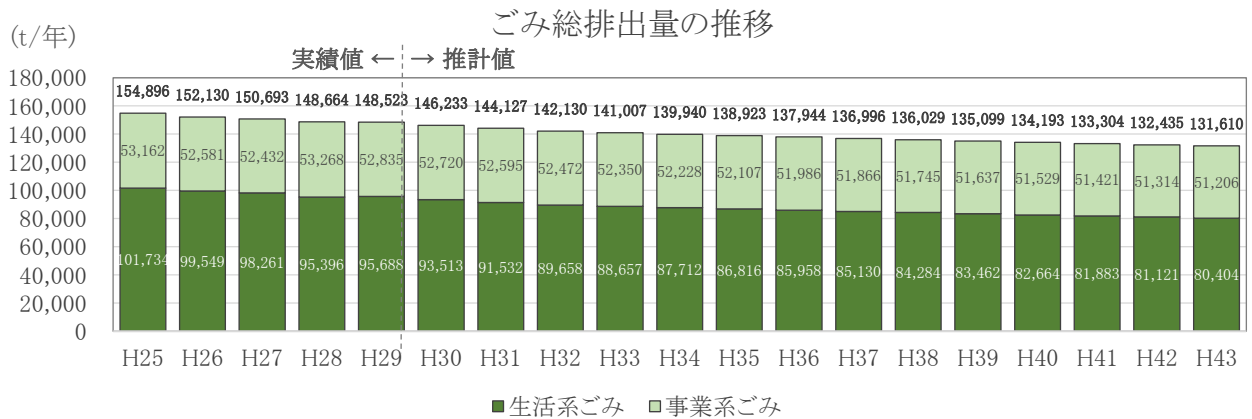
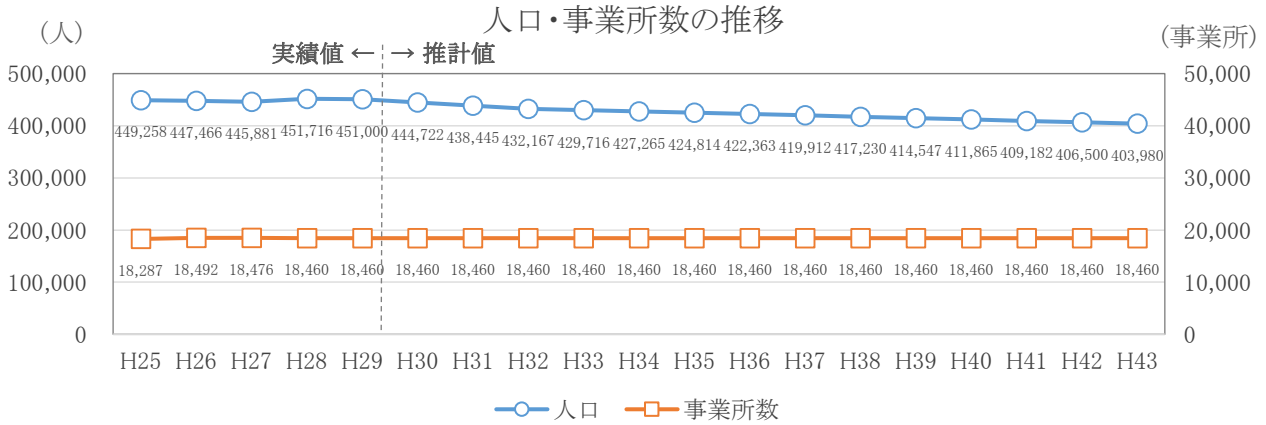
◇ その他参考資料として以下のものを添付。

	対象とする施設整備・事業
○参考資料様式 1 施設概要 (リサイクル施設系)	リサイクル施設整備事業 (事業番号 1) 自己搬入受入ヤード整備事業 (事業番号 2)
○参考資料様式 2 施設概要 (エネルギー回収施設系)	熱回収施設整備事業 (事業番号 3)
○参考資料様式 5 施設概要 (し尿処理施設系)	し尿処理施設整備事業 (事業番号 4)
○参考資料様式 7 計画支援概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設整備基本計画策定業務 (事業番号 1, 2, 3, 4 関連)</li> <li>・ 土壌汚染状況調査業務 (事業番号 1, 2, 3, 4 関連)</li> <li>・ 民間活力導入可能性調査業務 (事業番号 1, 2, 3, 4 関連)</li> <li>・ 測量業務 (事業番号 1, 2, 3, 4 関連)</li> <li>・ 地質調査業務 (事業番号 1, 2, 3, 4 関連)</li> <li>・ 施設整備基本設計業務 (事業番号 1, 3, 4 関連)</li> <li>・ 廃焼却炉(第 1 工場)解体調査・計画・設計業務 (事業番号 1, 3, 4 関連)</li> <li>・ 環境影響評価業務 (事業番号 1, 3, 4 関連)</li> <li>・ 施設整備事業者選定業務 (事業番号 1, 3, 4 関連)</li> <li>・ 施設整備基本設計業務(自己搬入受入ヤード) (事業番号 2 関連)</li> <li>・ 廃焼却炉(第 3 工場)解体調査・計画・設計業務 (事業番号 2 関連)</li> </ul>

別添 1 目標設定に関するグラフ等



別添 2 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ

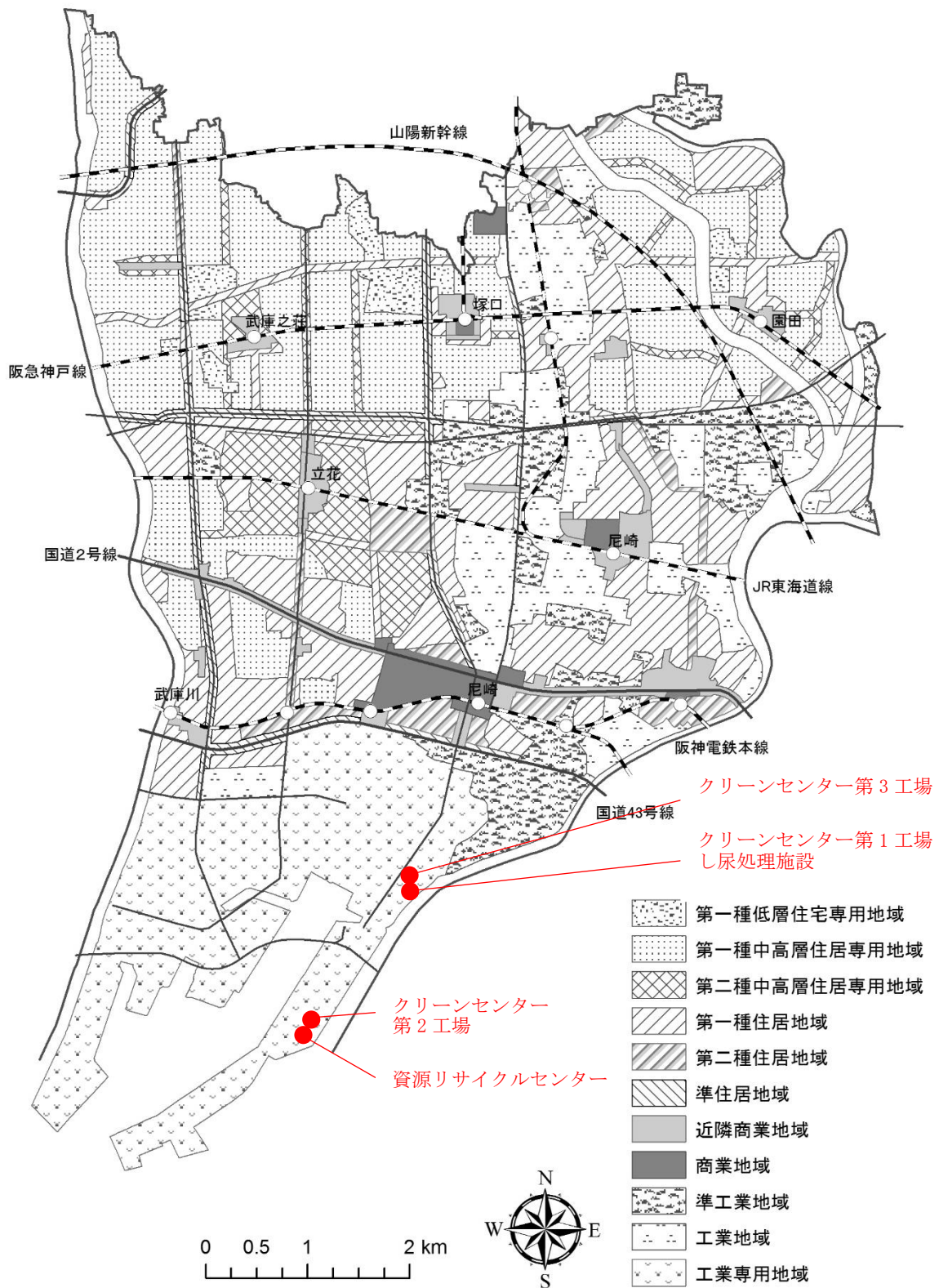


別添3 ごみ分別区分

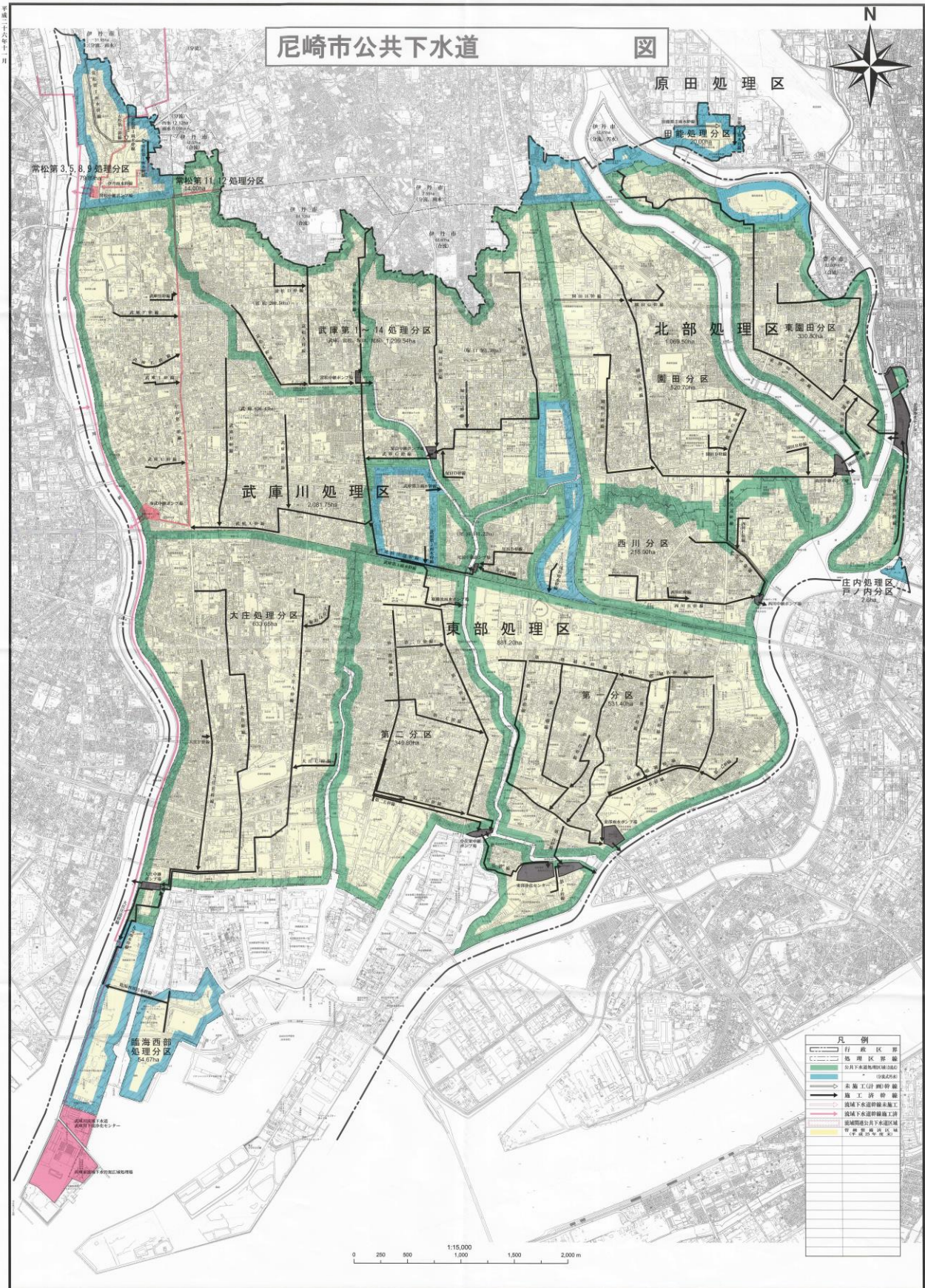
燃やすごみ	<p>【排出・回収形態】 市指定袋に入れて排出。</p> <p>【主なもの】 台所ごみ、資源化できない紙くず・繊維くず、革類、ゴム類、せともの類、プラスチック類など、「びん・缶・ペットボトル」、「金属製小型ごみ（危険なものを含む）」、「紙類・衣類」、「大型ごみ」に区分されない家庭の生活ごみ。</p>
側溝汚泥	<p>【排出・回収形態】 ポリ袋(市指定袋以外のもの)等に入れ、「どろ」と書いたメモを貼って排出。</p> <p>【主なもの】 市民が「みぞのどろ」として出したものを委託業者(財団)が収集したもの。</p>
大型ごみ	<p>【排出・回収形態】 指定なし</p> <p>【主なもの】 家具、電気製品、寝具、自転車、三輪車など。大型ごみ種類別料金表で指定品目になっていないものでも、最大の辺か径が50cmを超えるものは大型ごみとして扱う。</p>
臨時ごみ	<p>【排出・回収形態】 指定なし</p> <p>【主なもの】 引っ越しや家の片付け、大掃除などで臨時に出た多量のごみ。</p>
金属製小型ごみ・危険なもの	<p>【排出・回収形態】 金属製小型ごみ：市指定袋に入れず「小型ごみ」と書いたメモを貼って排出。 危険なもの：市指定袋に入れて「キケン」と書いたメモを貼って排出。</p> <p>【主なもの】 金属製小型ごみ：大きさが20cm以上50cm以下の金属製のもので、大型ごみではないもの。例：アイロン・トースター・炊飯器・湯沸しポット・ホットプレートなどの家電製品類、カセットコンロ・魚焼き器・なべ・フライパン・やかん・鉄アレイなどの金属製家庭用品類、クッキー缶・おかき缶などの缶類、その他（かさ(ビーチパラソルは大型ごみ)、ブロック・レンガ(1回に3個まで)、10cm以上厚みのある将棋盤・囲碁盤など)</p> <p>危険なもの：包丁・はさみ・金串・カミソリ・工具類などの刃物類、割れたびん・化粧品用のびん・コップ・蛍光灯・電球などのガラス類、スプレー缶・カセットボンベ・塗料缶・オイル缶</p>
びん・缶・ペットボトル	<p>【排出・回収形態】 市指定袋に入れて排出。</p> <p>【主なもの】 びん（飲料・酒・調味料・食品が入っていたもの）、缶（飲料・酒・調味料・食品が入っていたもの）、ペットボトル（飲料・酒・みりん・しょうゆが入っていたもの）</p>
紙類・衣類	<p>【排出・回収形態】 指定なし</p> <p>【主なもの】 新聞・ダンボール・その他紙類※、着衣可能な衣類 ※雑誌（付録のCD・DVDは取り除く）・カタログ・パンフレット、包装紙・紙袋、紙箱（食品や日用品が入っていた箱など）・ティッシュペーパーの箱（ビニール部分は取り除く）、教科書・ノート・コピー用紙・メモ用紙、カレンダー（留め金具は取り除く）・ポスター、折り紙・封筒（ビニール部分は取り除く）・はがき・名刺・手紙、紙芯（トイレットペーパーやラップの芯）・衣類の型紙・紙製の洋服タグ、シュレッダーされた紙</p>
事業系ごみ	<p>【排出・回収形態】 袋を使用する場合は、透明または半透明の中身が確認できる袋（市指定袋(家庭系)は使用できない。）</p> <p>【主なもの】 事業所や商店から出たごみのうち、木くず（長さ50cm・太さ10cm以下で）、紙くず（リサイクルすることの出来ない材質の紙のみ）繊維くず、生ごみで、産廃ではないのもの。 事業所（本庁・支所含む）から出る事業系一廃の許可業者による搬入（搬入毎または月まとめ）、事業者の自己搬入ごみ（月まとめまたはそのつど）、河川の草木・汚泥、下水の浮きごみの可燃ごみ等。</p>
その他ごみ	<p>【排出・回収形態】 指定なし</p> <p>【主なもの】 駅前清掃で出たごみのうち可燃性のもの。</p>
不法投棄	<p>【排出・回収形態】 指定なし</p> <p>【主なもの】 市道上の不法投棄物を委託業者(財団)が収集したもの・公園の不法投棄物・公園・水路維持担当が不法投棄物を自己搬入しているもの（不法投棄ごみ）、自転車等の不法投棄ごみ（事業系-浮きごみ）、駅前清掃で出た不法広告や看板等を委託業者(財団)が収集したもの（その他ごみ-不燃）</p>

別添 4 現有処理施設等の概要

項目	種類	内容	
焼却施設	第1工場 第1機械炉 (稼働停止)	本館：2,537m <sup>2</sup>	昭和51年5月竣工 150t/日×1基 発電なし 全連続燃焼式ストーカ炉 ※煙突は撤去済
	第1工場 第2機械炉	1号炉本館：2,636m <sup>2</sup> (休止)  2号炉本館：688m <sup>2</sup>  余熱利用棟：552m <sup>2</sup>  排水処理施設棟：682m <sup>2</sup>	鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地下1階 地上5階建 平成2年2月竣工 175t/日×1基 発電出力1,600kW 全連続燃焼式ストーカ炉 鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地下1階 地上5階建 平成12年3月竣工 150t/日×1基 発電出力2,600kW 全連続燃焼式ストーカ炉 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地下1階 地上1階建 鉄筋コンクリート造 地上2階建
	第2工場	工場棟：14,167m <sup>2</sup>  計量棟：168m <sup>2</sup>  管理棟他：790m <sup>2</sup>	鉄骨鉄筋コンクリート造ほか 地下1階 地上7階建 平成17年3月竣工 240t/日×2基 発電出力14,100kW 全連続燃焼式ストーカ炉 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階建 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階建
	第3工場 (稼働停止)	本館：3,677m <sup>2</sup>  特別高圧受電室棟：279m <sup>2</sup>  洗濯工場棟：263m <sup>2</sup>	鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地下1階 地上5階建 昭和57年3月竣工 150t/日×2基 発電なし 全連続燃焼式ストーカ炉 鉄筋コンクリート造 地上2階建 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地上2階建
	リサイクル施設	資源リサイクル センター	本館：4,065m <sup>2</sup>
し尿処理施設	し尿受入施設	管理棟：517m <sup>2</sup>  投入棟：572m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造 地上2階建 鉄筋コンクリート造 地上1階 地下1階建 (一部2階建) 昭和47年8月竣工 投入槽 250kL×2槽
	陸上処理施設	前処理棟：213m <sup>2</sup>	鉄骨造 地下1階 地上1階建 昭和58年3月竣工 前処理中継槽 180kL
	圧送施設		平成22年4月竣工 公共下水道への希釈圧送 640kL/日
庁舎等	大高洲庁舎	2,533m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造3階建 昭和51年4月竣工
	車庫	1,949m <sup>2</sup>	鉄骨・鉄筋コンクリート造2階建 平成元年7月竣工



別添5 生活排水処理に関する計画図



図中の下水道管線は表示された範囲に限り、その範囲外の管線は図中に表示されません。

様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画統括表 1

1. 地域の概要

(1)地域名	尼崎市	(2)地域内人口	451,000人	(3)地域面積	50.72 km <sup>2</sup>
(4)構成市町村等名	—	(5)地域の要件	人口 面積 沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立(予定)年月日： 年 月 日設立、許可予定 設立されていない場合、今後の見通し：				

2. 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状					目標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成36年度
排出量	事業系 総排出量 (トン)	53,162	52,581	52,432	53,268	52,835	51,986 (H29比-1.6%)
	1事業所当たりの排出量 (トン/事業所)	2.89	2.83	2.82	2.87	2.85	2.80 (H29比-1.8%)
	生活系 総排出量 (トン)	101,734	99,549	98,261	95,396	95,688	85,958 (H29比-10.2%)
	1人当たりの排出量 (kg/人)	191	188	187	180	181	174 (H29比-3.9%)
合計 事業系生活系排出量 (トン)	154,896	152,130	150,693	148,664	148,523	137,944 (H29比-7.1%)	
再生利用量	直接資源化量 (トン)	10,244 (6.6%)	9,946 (6.5%)	9,300 (6.2%)	8,928 (6.0%)	8,941 (6.0%)	7,557 (5.5%)
	総資源化量 (トン)	22,581 (13.8%)	22,085 (13.8%)	21,067 (13.3%)	20,523 (13.2%)	20,462 (13.2%)	17,985 (12.5%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWh)	62,200	61,954	61,534	58,054	55,884	54,726
減量化量	減量化量 (中間処理前後の差トン)	118,999 (76.8%)	117,104 (77.0%)	115,526 (76.7%)	114,862 (77.3%)	116,150 (78.2%)	107,740 (78.1%)
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)	22,043 (14.2%)	21,230 (14.0%)	21,854 (14.5%)	20,572 (13.8%)	18,342 (12.3%)	17,962 (13.0%)

※ 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付。

3. 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力 (単位)	開始年月	更新廃止 予定年月	更新、廃止 理由	型式及び 処理方式	施設竣工 予定年月	処理能力 (単位)	
資源リサイクルセンター	尼崎市	破砕施設 (大型ごみ・小型ごみ) 横型回転式・堅型剪断式	有	70 (t/5h)	H7.10	H42	老朽化	未定	H43	20 (t/5h)	
		選別施設 (びん・缶・ペットボトル) ペットボトル選別圧縮設備	有	70 (t/5h)	H7.10	H42	老朽化	未定	H43	22 (t/5h)	
第1工場	尼崎市	第1機械炉 全連続燃焼式ストーカ炉	有	150 (t/日)	S51.5	廃止済					
		第2機械炉 1号炉 全連続燃焼式ストーカ炉	有	175 (t/日)	H2.2	休止中					
		第2機械炉 2号炉 全連続燃焼式ストーカ炉	有	150 (t/日)	H12.3	H37	老朽化				
第2工場	尼崎市	全連続燃焼式ストーカ炉	有	480 (t/日)	H17.3	H42	老朽化	未定	H43	495 (t/日)	
第3工場	尼崎市	全連続燃焼式ストーカ炉	有	300 (t/日)	S57.3	廃止済					
し尿処理施設	尼崎市	し尿受入施設	有	投入槽 250kL×2槽	S47.8	H38	老朽化	希釈放流	H39	17 (kL/日)	処理対象である浄化槽汚泥の一部に、ディスポーザー汚泥 (生ごみ等の有機性廃棄物) を含む。
		陸上処理施設 (前処理)	有	前処理中継槽 180kL	S58.3	H38	老朽化	固液分離			
		圧送施設	無	希釈圧送 640kL/日	H22.4	H38	老朽化	助燃剤化			

※ 計画地域内の施設の状況 (現況、予定) を地図上に示したものを添付。



4. 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状					目標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成36年度
総人口		449,258	447,466	445,881	451,716	451,000	422,363 (H29比-6.3%)
公共下水道	汚水衛生処理人口	445,375	444,005	443,171	448,778	448,064	419,519 (H29比-6.4%)
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	99.1%	99.2%	99.4%	99.4%	99.4%	99.3%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0-
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	467	410	282	473	486	486 (H29比-0.0%)
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
単独処理浄化槽等	汚水衛生未処理人口	1,850	1,564	1,015	1,019	1,006	1,006 (H29比-0.0%)
	汚水衛生未処理率	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
非水洗化人口	汚水衛生未処理人口	1,566	1,487	1,413	1,446	1,444	1,352 (H29比-6.4%)
	汚水衛生未処理率	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%

5. 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定施設の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	尼崎市	583基	1,492人	-	-	-	-	

様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画統括表2 (平成30年度)

事業種別	事業名称	事業番号	事業主体名称	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考	
				単位	開始	終了	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度			
○リサイクルに関する事業																			
	リサイクル施設整備事業	1	尼崎市	42	t/日	(H36)	(H42)	0							0				
	自己搬入受入ヤード等整備事業	2	尼崎市	1,900	m <sup>2</sup>	H34	(H37)	1,307,647				581,053	726,594	1,307,647			581,053	726,594	
○熱回収に関する事業																			
	熱回収施設整備事業	3	尼崎市	495	t/日	(H36)	(H42)	0							0				
○汚泥再生に関する事業																			
	し尿処理施設整備事業	4	尼崎市	17	kL/日	(H37)	(H38)	0							0				
○施設整備に係る計画支援に関する事業																			
	施設整備基本計画策定業務 (事業番号1,2,3,4関連)	33	尼崎市	-	-	H31	H31	10,568	10,568					10,568	10,568				
	土壌汚染状況調査業務 (事業番号1,2,3,4関連)	33	尼崎市	-	-	H31	H31	4,888	4,888					4,888	4,888				
	民間活力導入可能性調査業務 (事業番号1,2,3,4関連)	33	尼崎市	-	-	H31	H31	5,045	5,045					5,045	5,045				
	測量業務 (事業番号1,2,3,4関連)	33	尼崎市	-	-	H32	H32	5,544		5,544				5,544		5,544			
	地質調査業務 (事業番号1,2,3,4関連)	33	尼崎市	-	-	H32	H32	25,872		25,872				25,872		25,872			
	施設整備基本設計業務 (事業番号1,3,4関連)	33	尼崎市	-	-	H32	H33	58,245		38,577	19,668			58,245		38,577	19,668		
	廃焼却炉(第1工場)解体調査・計画・ 設計業務 (事業番号1,3,4関連)	33	尼崎市	-	-	H32	H33	21,230		16,940	4,290			21,230		16,940	4,290		
	環境影響評価業務 (事業番号1,3,4関連)	33	尼崎市	-	-	H31	H34	220,000	8,250	21,670	168,960	21,120		220,000	8,250	21,670	168,960	21,120	
	施設整備事業者選定業務 (事業番号1,3,4関連)	33	尼崎市	-	-	H34	H35	52,470				23,452	29,018	52,470			23,452	29,018	
	施設整備基本設計業務(自己搬入受入 ヤード) (事業番号2関連)	32	尼崎市	-	-	H32	H33	6,372		3,186	3,186			6,372		3,186	3,186		
	廃焼却炉(第3工場)解体調査・計画・ 設計業務 (事業番号2関連)	32	尼崎市	-	-	H31	H33	18,150	6,490	7,370	4,290			18,150	6,490	7,370	4,290		
合計								1,736,031	35,241	119,159	200,394	625,625	755,612	1,736,031	35,241	119,159	200,394	625,625	755,612

様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	生活系ごみの減量化・分別収集	分別の必要性を市民に伝え、分別排出の徹底を図る。特に紙類・衣類に関しては、紙類・衣類の定期回収を継続する。	尼崎市	H31	H35		減量化・分別排出・分別の徹底					
	12	事業系ごみの減量化・分別収集	排出事業者に対して適正処理を促進するとともに、段ボール等の紙資源及びびん・缶・ペットボトルの分別排出、分別収集の徹底を図る。		H31	H35		減量化・分別排出・分別収集の徹底					
	13	有料化の検討	生活系ごみについては、大型・臨時ごみ以外のごみ種についても、減量化目標の達成状況等を勘案し有料化を検討する。事業系ごみについては、発生抑制効果等を研究し、使用料の改定を検討する。		H31	H35		情報発信、周知					
	14	普及・広報活動	ホームページや広報紙等の広報媒体、ごみ分別アプリを活用して、ごみ減量リサイクルに関する情報発信、ごみの分け方や出し方についての周知を図る。		H31	H35		情報発信、周知					
	15	環境教育・環境学習	循環型社会に向けた環境教育・啓発として、ごみ教室の開催、市民工房事業、クリーンセンターの施設見学、小学生向けごみ減量・リサイクル啓発事業等の取り組みを行う。		H31	H35		環境教育・環境学習の実施					
	16	食品ロス削減に向けた取り組み	家庭で実践できる食品ロス削減の取組例等の広報、飲食店を対象とした食べ切り運動の推進等、啓発を行う。また、クリーンセンター搬入ごみについて食品ロスの排出状況の実態を把握する。		H31	H35		排出実態の把握、情報提供、発生抑制促進					
	17	レジ袋等に関する環境協定	市民団体や事業者とのレジ袋削減等に関する環境協定に基づき、事業者が行うレジ袋削減をはじめとする環境保全活動を積極的にPRし、事業者の取組を促進する。		H31	H35		協定に基づく取り組み					
	18	クリーンセンター搬入ごみの検査	クリーンセンターへ搬入されるごみの検査を強化し、搬入不適合に関する指導や、分別排出徹底を促進する。		H31	H35		取り組みの強化					
	19	自主的なごみ減量活動への支援	市民から「さわやか指導員」を委嘱し、啓発、実践指導や情報提供等を推進する。また、資源集団回収運動奨励金交付制度を継続する。さらに、古紙相場の変動に応じて業者奨励金を交付し、逆有償時における古紙リサイクルの促進を図る。		H31	H35		「さわやか指導員」制度、資源集団回収奨励金交付制度の継続					
	20	生活排水対策	家庭等から排水される汚濁負荷量の削減のため、別に定める尼崎市公共下水道全体計画に基づき、安定した処理を行うとともに下水道未接続世帯への水洗化の普及に努める。		H31	H35		啓発活動の実施・強化					
処理施設の整備に関するもの	1	リサイクル施設整備事業	マテリアルリサイクル推進施設の整備	尼崎市	(H36)	(H42)	○						関連事業33
	2	自己搬入受入ヤード整備事業	ストックヤードの整備	尼崎市	H34	(H37)	○					整備	関連事業32
	3	熱回収施設整備事業	エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備	尼崎市	(H36)	(H42)	○						関連事業33
	4	し尿処理施設整備事業	汚泥再生処理センターの整備	尼崎市	(H37)	(H38)	○						関連事業33
施設整備に係る計画支援に関するもの	33	計画支援事業	施設整備基本計画策定業務(事業番号1, 2, 3, 4関連)	尼崎市	H31	H31	○	実施					
	33		土壌汚染状況調査業務(事業番号1, 2, 3, 4関連)		H31	H31	○	実施					
	33		民間活力導入可能性調査業務(事業番号1, 2, 3, 4関連)		H31	H31	○	実施					
	33		測量業務(事業番号1, 2, 3, 4関連)		H32	H32	○		実施				
	33		地質調査業務(事業番号1, 2, 3, 4関連)		H32	H32	○		実施				
	33		施設整備基本設計業務(事業番号1, 3, 4関連)		H32	H33	○		実施				
	33		廃焼炉(第1工場)解体調査・計画・設計業務(事業番号1, 3, 4関連)		H32	H33	○		実施				
	33		環境影響評価業務(事業番号1, 3, 4関連)		H31	H34	○		実施				
	33		施設整備事業者選定業務(事業番号1, 3, 4関連)		H34	H35	○					実施	
	32		施設整備基本設計業務(自己搬入受入ヤード)(事業番号2関連)		H32	H33	○		実施				
32	廃焼炉(第3工場)解体調査・計画・設計業務(事業番号2関連)	H31	H33	○		実施							
その他	41	古紙の再資源化促進	牛乳パックは店頭回収や資源集団回収による再資源化を推進する。また、事業者・行政の協働によるリサイクルシステムを活用し、オフィス古紙を回収しトレットペーパーを作成する。	尼崎市	H31	H35		古紙リサイクルの促進					
	42	食品廃棄物の再資源化促進	家庭から発生する食品廃棄物については、生ごみ堆肥化推進を開催する。食品関連事業者から発生する食品廃棄物については、食品リサイクル法に基づき、発生抑制及びリサイクルを促進する。		H31	H35		生ごみ堆肥化推進、食品リサイクル法に基づいた取り組み					
	43	災害時の廃棄物処理に関する事項	災害廃棄物処理計画を策定し、災害時に発生する廃棄物の処理体制の確保を図ると共に、兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定を踏まえ周辺地域との連携を行う。		H31	H35		災害廃棄物処理計画の作成・運用					
	44	まちの美化・不法投棄対策に関する事項	駅前等の清掃、公衆便所清掃、不法広告物の簡易除却、不法投棄防止のための各種施策を実施する。		H31	H35		取り組みの実施					

## 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 兵庫県

(1) 事業主体名	尼崎市
(2) 施設名称	リサイクル施設
(3) 工期	平成36年度～平成42年度
(4) 施設規模	処理能力 42 t/日
(5) 処理方式	大型ごみ・臨時ごみ、金属製小型ごみ・危険なもの： 破碎・選別 びん・缶・ペットボトル： 選別・資源化・一時保管等
(6) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化への対処、大型ごみ・臨時ごみ・金属製小型ごみの破碎・選別及び資源化の促進、資源ごみの選別及び資源化の促進
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 無 未定

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	
-------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	①分別収集回収拠点の整備 ・ごみの分別収集・処理方法 ・ごみ容器の種類・設置基数 ・建築物の構造 ②小規模ストックヤードの整備 ・施設規模 ・ストック対象物 ③簡易プレス機の整備 ・処理方法 ・処理能力 ・設置場所 ④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備 ・導入台数(積載量) ・運行計画
----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 事業計画額	5,990,512 千円（税込み） （うち計画期間内の事業計画額 0 千円（税込み））
------------	------------------------------------------------

## 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 兵庫県

(1) 事業主体名	尼崎市
(2) 施設名称	自己搬入受入ヤード
(3) 工期	平成34年度～平成37年度
(4) 施設規模	面積 1,900 m <sup>2</sup>
(5) 処理方式	資源ごみ：選別・一時保管等
(6) 地域計画内の役割	リサイクル施設での選別作業の効率化
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 無 未定

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	資源ごみ
-------------	------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	<p>①分別収集回収拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの分別収集・処理方法</li> <li>・ごみ容器の種類・設置基数</li> <li>・建築物の構造</li> </ul> <p>②小規模ストックヤードの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設規模</li> <li>・ストック対象物</li> </ul> <p>③簡易プレス機の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理方法</li> <li>・処理能力</li> <li>・設置場所</li> </ul> <p>④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・導入台数(積載量)</li> <li>・運行計画</li> </ul>
----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 事業計画額	4,581,764 千円（税込み） （うち計画期間内の事業計画額 1,307,647 千円（税込み））
------------	--------------------------------------------------------

## 施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 兵庫県

(1) 事業主体名	尼崎市
(2) 施設名称	熱回収施設
(3) 工期	平成36年度～平成42年度
(4) 施設規模	処理能力 495 t/日 (165 t/日×3炉)
(5) 形式および処理方式	未定
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 %) ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱回収率 %) ・ 無 ※発電効率及び熱回収率それぞれには定めていないが、全体としてエネルギー回収率は 21.5%以上 を満たすものとする。
(7) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化への対処、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有          無          未定

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 事業計画額	41,444,744 千円 (税込み) (うち計画期間内の事業計画額 0 千円 (税込み))
------------	---------------------------------------------------

## 施設概要（し尿処理施設系）

都道府県名 兵庫県

(1) 事業主体名	尼崎市
(2) 施設名称	し尿処理施設
(3) 工期	平成37年度～平成38年度
(4) 施設規模	処理能力 17 kL/日
(5) 形式および処理方式	固液分離＋希釈放流、助燃剤化（処理対象となる浄化槽汚泥の一部に生ごみ等の有機性廃棄物（ディスパーザー汚泥）を含む）
(6) 地域計画内の役割	既存し尿施設の老朽化への対処、し尿処理汚泥の再生利用促進
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 未定 <input type="radio"/>

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	高効率脱水機による助燃剤化
(9) 資源化物の利用計画	併せて整備する焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）において助燃剤として用いる。

「コミュニティプラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び面積	
(11) 計画地域の性格	

(12) 事業計画額	1,665,389 千円（税込み） （うち計画期間内の事業計画額 0 千円（税込み））
------------	------------------------------------------------

## 計画支援概要

都道府県名 兵庫県

(1) 事業主体名	尼崎市			
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設整備(事業番号1)、ストックヤード整備(事業番号2)、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備(事業番号3)、汚泥再生処理センター整備(事業番号4)のため			
(3) 事業名称	施設整備基本計画策定業務 (事業番号1, 2, 3, 4関連)	土壌汚染状況調査業務 (事業番号1, 2, 3, 4関連)	民間活力導入可能性調査業務 (事業番号1, 2, 3, 4関連)	測量業務 (事業番号1, 2, 3, 4関連)
(4) 事業期間	H31	H31	H31	H32
(5) 事業概要	施設整備基本計画	地歴調査	民間活力導入可能性調査	測量
(6) 事業計画額	10,568千円	4,888千円	5,045千円	5,544千円

(1) 事業主体名	尼崎市			
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設整備(事業番号1)、ストックヤード整備(事業番号2)、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備(事業番号3)、汚泥再生処理センター整備(事業番号4)のため			
(3) 事業名称	地質調査業務 (事業番号1, 2, 3, 4関連)	施設整備基本設計業務 (事業番号1, 3, 4関連)	廃焼却炉(第1工場)解体調査・計画・設計業務 (事業番号1, 3, 4関連)	環境影響評価業務 (事業番号1, 3, 4関連)
(4) 事業期間	H32	H32 ~ H33	H32 ~ H33	H31 ~ H34
(5) 事業概要	地質調査	施設整備基本設計	廃焼却炉解体に係る調査・計画・設計	環境影響評価業務
(6) 事業計画額	25,872千円	58,245千円	21,230千円	220,000千円

(1) 事業主体名	尼崎市			
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設整備(事業番号1)、ストックヤード整備(事業番号2)、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備(事業番号3)、汚泥再生処理センター整備(事業番号4)のため			
(3) 事業名称	施設整備事業者選定業務 (事業番号1, 3, 4関連)	施設整備基本設計業務(自己搬入受入ヤード) (事業番号2関連)	廃焼却炉(第3工場)解体調査・計画・設計業務 (事業番号2関連)	
(4) 事業期間	H34 ~ H35	H32 ~ H33	H31 ~ H33	
(5) 事業概要	事業者選定アドバイザー	施設整備基本設計	廃焼却炉解体に係る調査・計画・設計	
(6) 事業計画額	52,470千円	6,372千円	18,150千円	